

盛岡地区衛生処理組合  
一般廃棄物処理基本計画

(計画期間 平成30年度～平成32年度)

【平成30年3月改定】

盛岡地区衛生処理組合



## はじめに

盛岡地区衛生処理組合（以下「本組合」という）は、盛岡市（都南地域、玉山地域を除く。）、滝沢市及び雫石町（以下「構成市町」という）によって組織され、構成市町で発生するし尿及び浄化槽汚泥等の処理を目的に昭和45年に設立された一部事務組合である。

平成17年に盛岡処理センターを廃止し、滝沢処理センターに処理を集約し、処理過程で発生する余剰汚泥を「油温減圧乾燥処理方式」により肥料を製造し地元還元するなど、循環型社会形成に対応した汚泥再生処理センターとして、廃棄物を資源化する資源循環や、環境負荷の低減に取り組んでいる。

また、水処理についても、標準脱窒素処理方式及び膜分離高負荷脱窒素処理方式により適正な処理を行い、水質汚濁の防止等水環境の保全に努めてきたところである。

構成市町においては、自然環境に恵まれた中であって、それぞれ環境と調和した地域社会形成を推進してきたところである。

本組合では、さらに良好な水環境の保全を図るため、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理に向けた施策を計画的に進める必要があることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定にに基づき平成32年度を目標年度とする、し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る「一般廃棄物処理基本計画（平成24年3月策定）」、「一般廃棄物処理基本計画（平成27年3月改定）」（以下「現基本計画」という。）に基づき、計画的な処理の運営管理に取り組んできた。

平成30年4月から新たに盛岡市都南地域のし尿等を受入することに伴い、処理量が増加することから基本計画を見直し、新たな計画（以下「本基本計画」という。）に改定するものである。

なお、目標年度は現基本計画と同じく平成32年度とする。

平成30年3月

盛岡地区衛生処理組合

## 目 次

第1章 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み	1
第2章 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	3
第3章 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分	4
第4章 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	4
第5章 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項	5

【資料1】し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来予測（平成26年10月）

【資料2】し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来予測（平成29年11月）（盛岡市都南地域）

## 第1章 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

盛岡市(「玉山地域を除く」以下本計画において同様とする。)及び雫石町は、し尿及び浄化槽汚泥の発生量と処理量は同じである。

滝沢市については、し尿の自家処理があるため、し尿発生量が処理量に比べ、わずかに多くなっている。

本圏域では、各市町及び圏域の発生量合計は年々減少すると予測される。

排出形態別に見ると、し尿、単独浄化槽汚泥等は年々減少し、合併浄化槽汚泥は増加傾向にある。

農業集落排水施設汚泥は盛岡市6施設と雫石町3施設の合計9施設となっている。

各市町および圏域合計(排出形態別)のし尿、浄化槽汚泥等の発生量及び処理量の年度別見込み量は、表1-1～表1-4及び図71のとおりである。

表1-1 盛岡市のし尿、浄化槽汚泥等の発生量及び処理量 (単位：kℓ/日)

盛岡市	年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	区分			
	し尿	47.4	46.5	45.7
	単独浄化槽汚泥等	0.6	0.6	0.5
	合併浄化槽汚泥	10.8	10.8	10.9
	農業集落排水汚泥	7.5	7.5	7.4
	浄化槽汚泥小計	18.9	18.9	18.8
	合計	66.3	65.4	64.5

※ 浄化槽汚泥小計：合併浄化槽汚泥＋みなし浄化槽汚泥＋農業集落排水施設汚泥

表1-2 滝沢市のし尿、浄化槽汚泥等の発生量及び処理量 (単位：kℓ/日)

滝沢市	年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	区分			
	し尿	31.9	30.0	28.2
	単独浄化槽汚泥等	0.1	0.1	0.0
	合併浄化槽汚泥	13.2	13.4	13.7
	農業集落排水汚泥	0.0	0.0	0.0
	浄化槽汚泥小計	13.3	13.5	13.7
	合計	45.2	43.5	41.9

※ 浄化槽汚泥小計：合併浄化槽汚泥＋みなし浄化槽汚泥＋農業集落排水施設汚泥

表1-3 雫石町のし尿、浄化槽汚泥等の発生量及び処理量

(単位：k0/日)

年度	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	雫石町	し尿	8.5	8.0
単独浄化槽汚泥等		0.2	0.2	0.2
合併浄化槽汚泥		3.4	3.4	3.4
農業集落排水汚泥		1.6	1.6	1.6
浄化槽汚泥小計		5.2	5.2	5.2
合計		13.7	13.2	12.7

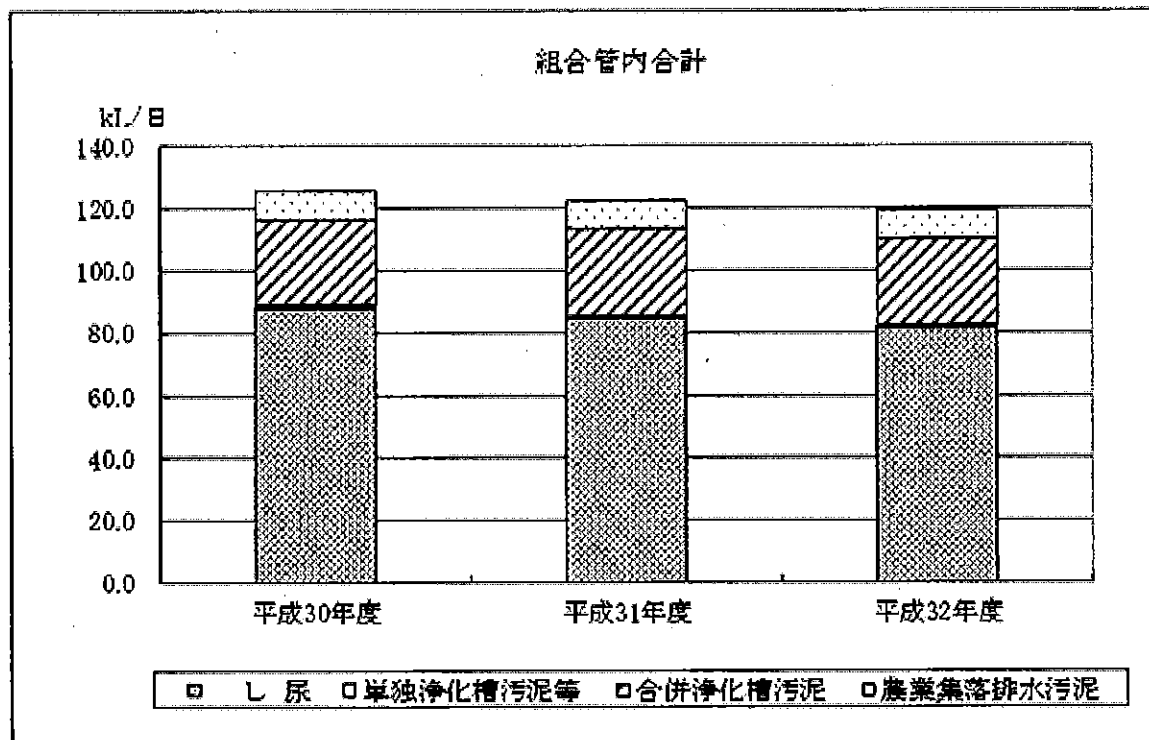
※ 浄化槽汚泥小計：合併浄化槽汚泥+みなし浄化槽汚泥+農業集落排水施設汚泥

表1-4 組合管内(2市1町)し尿、浄化槽汚泥等の発生量及び処理量 (単位：k0/日)

年度	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	組合管内合計	し尿	87.8	84.5
単独浄化槽汚泥等		0.9	0.9	0.7
合併浄化槽汚泥		27.4	27.6	28.0
農業集落排水汚泥		9.1	9.1	9.0
浄化槽汚泥小計		37.4	37.6	37.7
合計		125.2	122.1	119.1

※ 浄化槽汚泥小計：合併浄化槽汚泥+みなし浄化槽汚泥+農業集落排水施設汚泥

グラフ1 し尿、浄化槽汚泥の処理量の年次別見込み量



## 第2章 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

し尿、浄化槽汚泥等は、同じ一般廃棄物である包装容器、食物残滓などと異なり、再利用（リユース）する概念がなく、再生（リサイクル）、発生抑制（リデュース）も衛生面、費用及び特殊性等から、下記の少例を除き、個人レベルの取り組みは困難である。

### 1 し尿排出量の抑制のための方策

汲み取り式のトイレにおいて、簡易水洗トイレが普及してきており、1人あたりのし尿排出量は増加している。このため、（関係市町と連携し）節水型の簡易水洗トイレへの転換や普及の啓発が必要である。

### 2 浄化槽汚泥排出量の抑制のための方策

家庭の厨房からの生活雑排水の使用に当たって、ごみはできるだけ回収するように「家庭での浄化対策」の推進に努める。

また、浄化槽の適切な使い方や維持管理の方法について（関係市町と連携し）周知することにより、浄化槽の本来の機能を維持し、浄化槽からの排出汚泥の減少を図る。

### 3 農業集落排水施設汚泥の抑制のための方策

節水型水洗トイレの普及や家庭の厨房からの排水等のごみを回収するように「家庭での浄化対策」の推進に努める。

農業集落排水施設の汚泥発生量を減少できるよう、（関係市町と連携し）施設の適正な維持管理の啓発を行う。

### 4 一般廃棄物の排出の抑制のための方策

搬入されるし尿、浄化槽汚泥を処理し、良好な水質の処理水として河川放流している。

この処理工程で発生する脱水汚泥及びし渣から肥料を生産し農地、園地に還元しており、一般廃棄物の減量を行っている。

搬入されるし尿、浄化槽汚泥1.0kℓ(1,000kg)を処理し、肥料9.3kgの肥料の生産が見込まれる。

年度の肥料の生産見込み量は、表2-1のとおり。

表2-1 年度毎の肥料生産見込み量

項目	年度			
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
し尿、浄化槽汚泥等処理量	kL/日	125.2	122.1	119.1
	kL/年	45,698	44,567	43,472
年間肥料生産見込量 〔処理量1.0kℓにつき9.3kg〕	kg/年	424,991	414,468	404,285

### 第3章 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

滝沢処理センターに搬入された（収集した）、し尿、浄化槽汚泥等の搬入、処理の管理を適切に行うため、表3-1のとおり区分する。

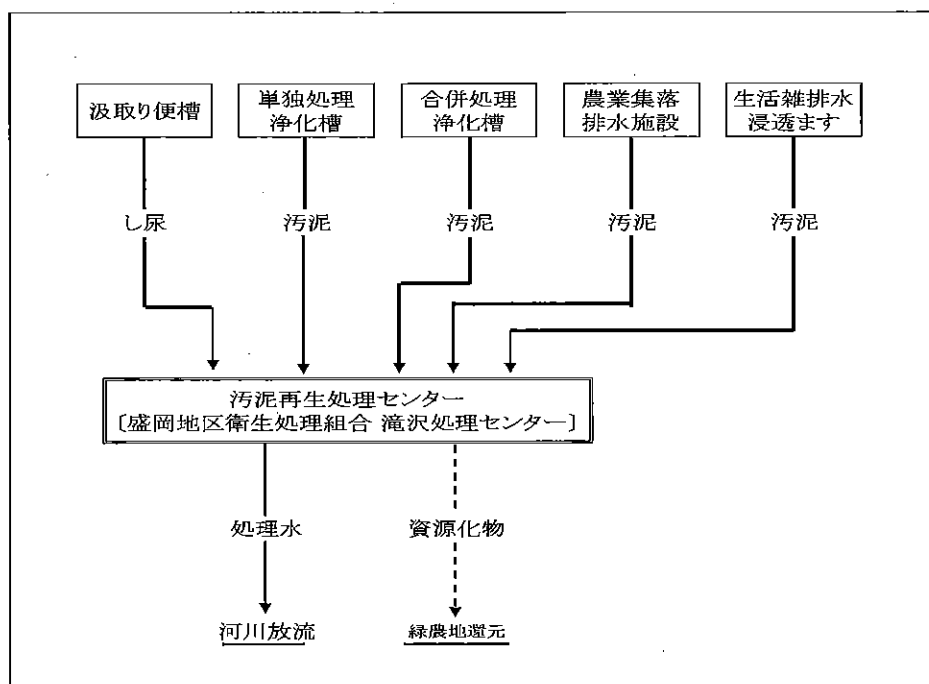
表3-1 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

種類	対象物	区分
し尿	し尿	し尿
みなし浄化槽汚泥	し尿を単独で処理する浄化槽の汚泥 生活雑排水浸透ますの清掃汚泥及びこれと同等の性状の汚泥	浄化槽汚泥
合併浄化槽汚泥	し尿及び生活雑排水	浄化槽汚泥
農業集落排水施設汚泥	し尿及び生活雑排水	浄化槽汚泥

### 第4章 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

- 1 本圏域では、し尿、浄化槽汚泥等の発生が減少傾向にあるものの、相当量の発生が見込まれることから、その処理・処分体系は、図4-1に示すとおりとする。

図4-1 し尿、浄化槽汚泥等の処理・処分体系





2 収集されたし尿、浄化槽汚泥等は、滝沢処理センター（汚泥再生処理センター）に搬入し計画した良好な水質まで処理を行い、処理水は河川に放流する。

処理工程で発生する汚泥は、脱水・油温減圧乾燥後、肥料化して地域住民等に譲渡（無償）し、緑農地還元する。（肥料取締法第7条により、「し尿汚泥肥料」として登録し肥料の製造、管理、譲渡を行っている。）

### 3 最終処分計画

(1) 滝沢処理センターから排出される受入槽、貯留槽の清掃汚泥（清掃用水を含む）は、毎年度160k0前後とし、搬入量の0.4%～0.5%に止め、一般廃棄物処理業者に委託し焼却処分する。

(2) し尿、浄化槽汚泥等の沈砂物は、毎年度3,000kgと見込み、一般廃棄物処理業者に委託し焼却処分する。

4 し尿、浄化槽汚泥等の適正処理を行う者及び場所は、次による。

(1) 滝沢市中鵜飼55番地

盛岡地区衛生処理組合 管理者 滝沢市長

(2) 処理を行う場所

滝沢市大崎94番地194

盛岡地区衛生処理組合 滝沢処理センター

## 第5章 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

現在のし尿及び浄化槽汚泥等の処理は、盛岡地区衛生処理組合滝沢処理センターで行っている。同センターは「第1処理棟」と「第2処理棟」で構成されており、二つの処理棟は、処理機能の一部を補完し合う設備構成となっている。

「第1処理棟」が供用開始してから33年、「第1処理棟」改装及び「第2処理棟」を新設し汚泥再生処理センターとして供用開始してから13年が経過している。

今後は、保障期間を過ぎた施設の補修や定期的な更新の必要な機器類の整備を10年計画で行い、平成32年度まで現在施設の性能維持に努める。

一方、平成14年に地元自治会と締結した協定では、滝沢処理センターは、平成32年までに廃止することが定められているが、その後において協議を進めることにしている。

この協定及び施設の劣化進行の状況とともに、県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想を踏まえながら、本計画期間においては、これらの動向を見据えた諸対策を講じる必要がある。